

公告第2684号

当組合の規約について、下記の通り変更いたしましたので公告いたします。

NXグループ健康保険組合
理事長 山崎 勝也



『NXグループ健康保険組合同規約』につきまして、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う変更を行いますので、ご承認のほどよろしくお願いたします。

なお、当規約の変更につきましては、健康保険組合連合会（以下「同連合会」）の規定例に沿ったものとし、厚生労働省関東信越厚生局への認可申請を要しないものとなっています。

※アンダーラインは改訂箇所及び改訂に付随する追記・修正を示す。

新	旧
<p>第1～43条 (略)</p> <p>(一般保険料及び調整保険料額の負担割合) 第44条 一般保険料等額(うち一般保険料分)及び調整保険料額の101分の66.000は事業主、101分の35.000は被保険者において負担する。</p> <p>(子ども・子育て支援金額の負担割合) 第45条 子ども・子育て支援金額の2.300分の1.150は事業主、2.300分の1.150は被保険者において負担する</p> <p>(特定被保険者の保険料額) 第46条 この組合において、介護保険第2号被保険者たる被保険者以外の介護保険法施行法第11条に規定する者を除く被保険者(介護保険第2号被保険者たる被扶養者があるものに限る。)に関する保険料額は一般保険料等額と介護保険料額との合算額とする。</p> <p>第47条 (略) 第48条 (略)</p> <p>(予備費の費途) 第48条 一般勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。 (1)～(10) (略) (11) 子ども勘定繰入 2. (略) 3. 子ども勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 子ども・子育て支援納付金 (2) 還付金 (3) 雑支出</p> <p>(準備金の保有方法) 第50条 準備金は、次の各号に掲げる方法によって保有しなければならない。ただし、準備金のうち前3年度の保険給付に要した費用の平均年額の12分の1に相当する額については、第1号または、第2号の方法によって保有しなければならない。 (1)～(12) (略) 2. 介護納付金及び子ども・子育て支援納付金に係る準備金は、原則として前項第1号の方法によって保有しなければならない。</p> <p>第51条 (略) 第52条 (略) 第53条 (略)</p>	<p>第1～43条 (略)</p> <p>(一般保険料及び調整保険料の負担割合) 第44条 一般保険料額及び調整保険料額の101分の66.000は事業主、101分の35.000は被保険者において負担する。</p> <p>(新設)</p> <p>(特定被保険者の保険料額) 第45条 この組合において、介護保険第2号被保険者たる被保険者以外の介護保険法施行法第11条に規定する者を除く被保険者(介護保険第2号被保険者たる被扶養者があるものに限る。)に関する保険料額は一般保険料額と介護保険料額との合算額とする。</p> <p>第46条 (略) 第47条 (略)</p> <p>(予備費の費途) 第48条 一般勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。 (1)～(10) (略) (新設) 2. (略) (新設)</p> <p>(準備金の保有方法) 第49条 準備金は、次の各号に掲げる方法によって保有しなければならない。ただし、準備金のうち前3年度の保険給付に要した費用の平均年額の12分の1に相当する額については、第1号または、第2号の方法によって保有しなければならない。 (1)～(12) (略) 2. 介護納付金に係る準備金は、原則として前項第1号の方法によって保有しなければならない。</p> <p>第50条 (略) 第51条 (略) 第52条 (略)</p>

改正日

2026年4月1日